居宅介護支援事業所運営規程

リバーサイド桃花苑介護保険サービスセンター

リバーサイド桃花苑介護保険サービスセンター運営規程

（事業の目的）

第１条

社会福祉法人　青樹会　が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「支援事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者が、居宅要介護者等に適正な指定介護支援サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条

一　事業所の介護支援専門員等は、当該要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、および内容その担当者を定めた計画を作成し、計画に基づく介護サービスの提供が確保され、要介護者等の生活の質が高められるサービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供等を行う。

二　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉、地域ボランティアとの連携を図り、介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるように支援に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　リバーサイド桃花苑介護保険サービスセンター

二　所在地　大分市大字曲字箕久保３２０番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者　常勤１名

管理者は、事業所の介護支援専門員と兼務とし事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　サービス提供職員（管理者を含む）

主任介護支援専門員　常勤１名以上　　介護支援専門員　常勤３名以上

サービス提供職員は、要介護者からの相談に応じ、認定申請代行、課題分析、介護サービス計画の作成、サービスの仲介や実施、継続的な管理及び評価等を行うとともに、支援事業所が市町村から受託した場合は、認定の訪問調査業務を行う。

三　事務職員　１名　（兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　支援事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月、火、水、木、金、土曜日　ただし、１２月３０日から１月３日までを除く。

二　営業時間　　午前８時３０分から午後５時までとする。

三　０９７－５０４－７６６７（施設代表電話）にて 24 時間連絡可能な体制を確保し、かつ必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保する。

（支援事業の内容と費用）

第６条　支援事業の内容は次のとおりとし、支援事業を提供した場合の給付は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

一　居宅介護サービス計画の立案

二　介護認定の訪問調査

次条の通常の事業の実施地域を越えて行う支援事業に要した交通費は、その実費を徴収する。事業所からおおむね片道１０キロメートルにつきガソリン代１００円。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることにする。

（通常の事業の実施地域）

第７条

通常の事業の実施地域は、大分市の区域とする。

（その他運営についての留意事項）

第８条

一　支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための、人権の擁護、虐待の防止、認知症ケア、介護予防等に関する研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

二　採用時研修　　採用後　２ヵ月以内

三　継続研修　　年２回

四　従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

五　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

六　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人青樹会と支援事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（苦情処理に関する事項）

第９条　利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口・担当者の設置、円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

一　利用者相談・苦情窓口

①リバーサイド桃花苑介護保険サービスセンター　管理者

電話　０９７－５０４－７６６７　ＦＡＸ０９７－５６８－０６３３

②大分市の相談窓口　大分市役所　長寿福祉課

電話　０９７－５３４－６１１１

③大分県の相談窓口　大分県国民健康保険団体連合会

電話　０９７－５３４－８４７５

二　苦情処理を行うための処理体制・手順

当事業所が提供するサービスについて、居宅介護（介護予防）サービス計画に基づいて提供する各介護（予防）サービス事業について、その他介護保険に関することについての苦情受け付けた場合、①の事業所、管理者、介護支援専門員が窓口となり、別紙【リバーサイド桃花苑介護保険サービスセンター苦情受付票】を記入作成し、事業所及び施設内で解決を図る。それでも解決しない場合は②大分市・③大分県に報告・相談し円滑かつ迅速に苦情処理を行う。

（虐待防止に関する事項）

第１０条　虐待防止に向けて事業所の体制整備、研修の実施、従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待と思われる利用者を発見した際の通報等

一　虐待及び虐待と思われる利用者を発見した場合は、当事業所管理者に報告を行い担当地域の地域包括支援センター職員と大分市長寿福祉課権利擁護班に通報を行う。当事業所で虐待における問題が解決しない場合は地域包括支援センター及び大分市長寿福祉課と協議の上解決を図る。

二　研修の実施　当事業所は大分県、大分市、大分市居宅介護支援事業者連絡協議会等の主催する研修会に参加し、当事業所内でも研修を行い虐待に関する知識を深め職員の資質の向上を図る。

（附則）

この規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

平成 16 年 4 月 1 日改正・平成 17 年 4 月 1 日改正・平成 19 年 4 月 1 日改正・
平成 20 年 11 月 16 日改正・平成 23 年 5 月 1 日改正・平成 23 年 7 月 1 日改正・
平成 23 年 12 月 1 日改正・平成 24 年 1 月 1 日改正・平成 24 年 10 月 1 日改正・
平成 25 年 5 月 1 日改正・平成 25 年 9 月 3 日改正・平成 26 年 6 月 1 日改正・
平成 27 年 4 月 1 日改正・平成 28 年 3 月 1 日改正・平成 28 年 10 月 1 日改正・
平成 30 年 4 月 1 日改正・平成 30 年 9 月 1 日改正・令和 2 年 1 月 16 日改正